

史跡狭山池における現状変更等の手続きについて

史跡の現状変更については、原則、文化庁長官が許可します（文化財保護法第125条第1項）。しかし、文化財保護法施行令第5条第4項の規定により、一部を「軽微な現状変更」として市が許可することができます。

市が許可できること（＝軽微な現状変更）

- ・小規模建築物（階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物で、建築面積が120㎡以下のもの）で3か月以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築又は除却
- ・工作物（建築物を除く）の設置、改修若しくは除却又は道路の舗装もしくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
- ・史跡の管理に必要な施設の設置、改修又は除却
- ・埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修
- ・木竹の伐採
- ・その他、地下に影響を及ぼさない行為

→軽微な現状変更に該当するかどうかも含め、生涯学習グループまで事前にご相談ください。

現状変更のプロセス

①申請

申請書（様式）に必要事項を記入し、下記の必要書類を添付してください。

提出先：大阪狭山市教育委員会 生涯学習グループ
→申請先に関わらず、本グループが提出窓口になります。

※申請の留意点

- ・申請書は、文化庁申請の場合は3部、市教委申請の場合は2部必要です。
- ・位置、内容、工程、工事内容等は、A4判1枚程度で提出してください。
- ・**文化庁へ申請する場合、許可されるまで2か月を要します。**
- ・現状変更前の写真を添付してください。

〈必要書類〉

- ① 現状変更等の設計仕様書及び設計図
- ② 現状変更等の地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図
- ③ 現状変更等に係る地域のキャビネ型（130mm×180mm、2L判程度）の写真
- ④ 現状変更等を必要とする理由を説明する資料があるときは、その資料
- ⑤ 許可申請者が所有者以外のものであるときは、所有者の承諾書
- ⑥ 文化庁長官に申請をする場合、許可申請者が大阪狭山市以外の者であるときは、大阪狭山市の意見書

②着 工

許可を受けた上で着工してください。

※着工の留意点

- ・現状変更内容に変更がある場合は、速やかにご連絡ください。
- ・現状変更中、および現状変更後の写真を撮影してください。

③原状回復

イベント等で、施設やイルミネーションを設置した場合は、原状回復を行ってください。

※原状回復の注意点

- ・原状回復後の写真を撮影してください。

④報 告

報告書（様式）に、必要事項を記入し、下記の必要書類を添付してください。

提出先：大阪狭山市教育委員会生涯学習グループ

→申請と同様、報告先に関わらず、本グループが提出窓口になります。

※報告の留意点

- ・報告書は、文化庁報告の場合は3部、市教委報告の場合は2部必要です。
- ・工事中、現状変更後および原状回復後の写真を添付してください。

〈必要書類〉

- ① 現状変更等の結果（変更作業中及び現状変更後）を示す写真又は見取図。
- ② 原状回復をした場合は、①に加えて原状回復後を示す写真又は見取図。

終 了

※申請書・報告書は、市のホームページでもダウンロードできます。

※申請書を提出する際は生涯学習グループまでご相談の上、提出くださいますようお願いいたします。

大阪狭山市教育委員会事務局 教育部 生涯学習グループ
〒589-8501 大阪狭山市狭山一丁目2384-1
TEL：072-366-0011 FAX：072-367-1254
E-MAIL：rekisibunka@city.osakasayama.osaka.jp
